

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成29年10月5日				
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 北海道網走郡津別町字新町7		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 丸玉木材株式会社 表取締役社長 大越 敏弘		代				
主たる業種	製材業、木製品製造業(主として床板製造業)		細分類番号	1	2	1	3	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号		<input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	平成26～28年度を基準に、平成29～31年度の温室効果ガス排出量を年平均2.0%以上削減する							
計画を推進するための体制	工場長が目標値を設定し、担当部署が実施計画を策定し進捗管理を行う。 5,199.6 → 5,197.6							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,355.4トン	5,306.2トン	5,239.4トン	5,197.3トン	-2.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,403.3トン	5,306.2トン	5,239.4トン	5,197.3トン	-2.9	パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠		生産数量のピークが平成27年度、平成28年度の生産数量も減少傾向にあり。今後も同様に減少すると見込んでいる。生産時間を削減することにより、温室効果ガスの排出量削減を目指す。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (売上金額×1/10,000,000)	2.96	2.93	2.90	2.87	-2.03	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
具体的な取組及び措置の内容	原単位の指標及び目標の根拠							
	重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		75.0 パーセント	75.0 パーセント	83.0 パーセント	91.0 パーセント			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	(29)年度		集塵装置の間欠運転制御/生産時間の削減					
	(30)年度		屋外水銀灯のLED化/集塵装置の間欠運転制御/生産時間の削減					
	(31)年度		集塵装置の間欠運転制御/生産時間の削減					
措置の内容	上記の措置を採用する理由		なし					
			公共の交通機関が十分に無いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン			
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①北海道津別町での地元の林業と協調しながら木材資源の造林・育林・利用で地産地消の資源循環型バイオマスグリーンサーキュレーションを実行。製造過程で発生する端材を木質バイオマスエネルギーにより再生可能エネルギーとして利用。舞鶴工場においてもバイオマス発電所を設置。②原材料の輸送を大阪湾より舞鶴港へ変更。							
特記事項	平成29年(2017年)10月1日付けにて社名を「丸玉産業株式会社(旧)」から、「丸玉木材株式会社」に社名変更。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。